

第107回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成26年2月6日（木）

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	伊塚 定弘委員	2番	石橋 明広委員	3番	田邊 雄一委員	4番	大縄 敬次委員
5番	松原 幹人委員	6番	松林 貢委員	7番	佐々木知俊委員	8番	山中 春夫委員
10番	船岡 市秋委員	11番	安田 浩委員	12番	唐来 新市委員	13番	安達 卓是委員
14番	精山 悦子委員	15番	高田 衛委員	16番	高西 史郎委員		
17番	吉澤 一誠委員（部会長）						

欠席委員 9番 木澤 純一委員

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 長谷川主任

日 程

- 1 農地法各条申請地現地調査
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議事
 - (1) 農地法各条申請審議等
 - ア 第37号 農業委員会のあっせんに基づく農地の交換申立てについて
 - イ 第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
 - ウ 第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
 - エ 第40号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- 5 報告事項
 - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

(議案の訂正)

議長(吉澤委員)

それでは、第107回農地部会を開きます。

そうしますと、最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長(吉澤委員)

それでは、議席番号13番の安達委員と、議席番号14番の精山委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、9番の木澤委員1名です。

それでは、審議に入ります。はじめに、3ページの議案第37号をお願いいたします。

農業委員会のあるにに基づく農地の交換申立てについて、下記交換あっせん申立書について、農業委員会等に関する法律第6条第2項第2号の規定による交換あっせんをしたいので審議を求めます。

4ページの番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（長谷川主任）

失礼します。

番号1の交換あっせん申立てについて説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、耕作する上での利便性向上のため、農地交換のあっせんに申立てられたものです。交換相手の一人が、農地法3条の下限面積要件を満たしておりますので、農地交換のあっせんをするのに問題はないと思われまゝ。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号1について、説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、あっせんするものといたします。

続きまして、5ページ、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

最初に6ページ、番号44の淀江町今津について、事務局から説明お願ひいたします。

事務局（長谷川主任）

それでは、番号44の淀江町今津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は72aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願ひしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

12番（唐来委員）

譲受人が、規模拡大のため、売買で農地2,015㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。尚、現在、農地は譲受人が耕作してあります。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がありました、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号45と46の河崎について、関連しますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

番号45及び番号46の河崎について説明いたします。詳細は議案のとおりあっせんによる農地交換の案件です。

交換後の経営面積は45番の譲受人が4a、46番の譲受人が96aと変わりません。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

8番（山中委員）

これは、〇〇さんの畑が、〇〇さんの畑の奥にありまして、ずっと〇〇さんの畑を通らせてもらって入っていたというのがありまして、この際、きちんとしようと思われて、交換となったものです。よろしくお願ひします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございました、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号47の安倍について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（長谷川主任）

失礼します。

番号47番の安倍について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は32aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

4番（大縄委員）

事務局から報告されたとおりでございますが、譲渡人は高齢で体が悪く、農地を売りたいということで、譲受人さんは勤めがまだ現役ですが、奥さんのほうが畑をやりたいと、今回買われることになったようです。以上です。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号48の奈喜良につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（長谷川主任）

失礼します。

番号48の奈喜良について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲渡人は、亡くなった父から相続により農地を取得しましたが、ご自身では耕作が困難なため、この度、亡くなられたお父さんの妹さん、つまりは叔母に当たる譲受人に贈与しようとするものです。

備考欄にも記載いたしました。議案19ページ、利用権設定各筆明細の2-39番のとおり、利用権設定の申出も受けております。譲受人は現在自作地が21a、利用権設定による借り入れ予定地が17a、本件の贈与による17aを合計して、経営面積が55aとなり、下限面積の要件を満たしますので、許可日につきましては利用権設定開始日の平成26年3月1日付けとなります。

その他の要件につきましては、別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには、現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

6番（松林委員）

今の事務局の言われたとおりでございまして、譲渡人のお母さんと譲受人が姉妹でございまして、譲渡人が耕作出来ないということで、妹さんの〇〇さんのほうが贈与を受けて耕作するものでございまして、何も異議ありませんので、よろしくお願いたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号49の夜見町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号49の夜見町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、県外に在住している譲渡人が、申請地の近隣に居住している知人の譲受人に農地を贈与しようとするものです。取得後の経営面積は70aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

11 番（安田委員）

ここは、譲受人が贈与で農地 301 m²を取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

それで、この協議会長さんが現地を見てくれということで、現地に行きましたら、ネギが立派に作ってありました。許可のほうよろしくお願いたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

では、異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、7ページ、議案第39号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号56の石州府について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

10 番（船岡委員）

番号56番の議案について説明します。今日、雪の中見ていただきました、申請地は、石州府の畑で面積は500 m²です。

申請人は伯耆町で居住し、父母と申請人の長男、長女家族は東伯郡北栄町で居住しています。

別れて住んでいる父母が高齢となったため、申請人夫婦、父母、長男、長女家族全員で同居することを考え、申請地に住宅の建築を計画したものです。

実行組合の排水同意もありますし、他の農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため、第二種農地に

該当するものと思われますので、転用については、問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号56について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号57の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（高西委員）

では、57番の説明をさせていただきます。

今日、最初に見ていただいた松井眼科医院の隣だったと思いますが、細長い土地です。そこに西山商店という運送会社が、今借りている場所を4月末に返さないといけないため、土地を求めて、事務所と、お客さん用駐車場、従業員駐車場をとということで契約して、申請が出たものです。

実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。隣接に畑地はありませんけども。上下水道も完備されていますし、500m以内に2つ以上の医療施設があり、第三種農地だと思われます。転用については何も問題ございませんので、よろしくご審議のほどをお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号57について、地元委員さんの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ、議案第40号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。今月は転貸を除く利用権設定が44件、農地保有合理化事業により機構が借入を行う案件が4件、機構が転貸を行う案件が3件ございます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

(大縄委員退席)

議長 (吉澤委員)

そういたしますと、12ページ、番号2-1について、事務局説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

失礼します。

今月は、田に関するものが69筆、100,871㎡、畑に関するものが8筆、7,960㎡でございます。

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

番号2-1は、再設定でございます。以上です。

議長 (吉澤委員)

ただ今、事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、決定といたします。

番号2-1の審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

(大縄委員着席)

議長 (吉澤委員)

それでは、12ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号2-2から、20ページ、番号2-44までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 (大許事務局長補佐)

失礼します。

番号2-2は、再設定となっております。

番号 2-3 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、197 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-4 から番号 2-10 までは、再設定でございます。

番号 2-11 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、58 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-12 は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、58 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-13 から番号 2-14 までは、再設定でございます。

番号 2-15 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、173 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-16 から番号 2-22 までは、再設定でございます。

番号 2-23 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、803 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-24 は、再設定でございます。

番号 2-25 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、786 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-26 は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、80 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-27 から番号 2-28 までは、再設定でございます。

番号 2-29 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、396 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-30 は、借人の要望による経営縮小に伴う設定となっており、設定後の経営面積は、71 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-31 は、貸人の高齢化による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、298 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-32 から番号 2-36 までは、再設定でございます。

番号 2-37 は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、34 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-38 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、34 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-39 は、借人の要望による経営縮小に伴う設定となっており、設定後の経営面積は、49 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-40 から番号 2-42 までは、再設定でございます。

番号 2-43 は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、41 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-44 は、再設定でございます。

以上ご審議よろしくお願いたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から番号 2-2 から番号 2-44 までの説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定といたします。

続きまして、22 ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。事務局より説明お願いたします。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。

22 ページ、番号 2-1 から番号 2-4 は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が農地を借り入れるものです。

続きまして、25 ページ、番号 2-1 から番号 2-3 は借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、番号 2-1 が 33 a、番号 2-2 が 1,007 a、番号 2-3 が 39 a で新規就農でございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、担い手育成機構が借り入れてすぐ転貸する案件について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので決定いたします。

審議事項は以上です。

それでは、続いて報告事項に移ります。

28 ページ、(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 34 の 1 件を受理しております。

続きまして、29 ページ、(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 68 から番号 69 までの 2 件を受理しております。

続きまして、30 ページ、(3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、番号 44 から番号 52 までの 9 件を受理しています。

続きまして、32 ページ、(4) 非農地現況証明について、番号 26 から番号 31 までの 6 件を証明しています。

続きまして、33 ページ、(5) 農地転用現況確認書交付について、番号 72 から番号 74 までの 3 件を交付しています。報告事項は以上です。

それでは、会長に、県農業会議会議員の報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議会議員の報告)

議長 (吉澤委員)

他にないようであれば、事務局から事務連絡をお願いしたいと思います。

事務局 (大許事務局長補佐)

(事 務 連 絡)

議長 (吉澤委員)

他にないようであれば、これをもちまして、第107農地部会を終了します。ありがとうございました。

閉 会 午後 4時 00分